

平成 21 年 4 月

各 位

大阪府内建築行政連絡協議会

大阪府内の特定行政庁（箕面市除く）における確認申請等手数料の改定のお知らせ

「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」の施行（H19.6.20）に伴い、新たに定められた「確認審査等に関する指針」に基づく厳格な審査・検査が必要となり、それに伴う事務量が増加したため、受益者負担という観点から、大阪府内の特定行政庁（箕面市除く）における建築確認・検査等申請手数料を下記のとおり改訂いたしますのでお知らせします。

記

1. 改定を行う手数料
 - ・ 建築確認申請（計画通知含む） 中間検査（計画通知含む） 完了検査（計画通知含む）
 - いずれも建築物（構造計算適合性判定料除く） 工作物、昇降機（準用含む） 小荷物昇降機を対象
 - ・ 全体計画認定

2. 改定額 （別添参照）

3. 施行日
平成 21 年 7 月 1 日

4. 問い合わせ先
各特定行政庁窓口にお問い合わせください。

大阪府内特定行政庁（箕面市除く）における建築確認・検査等の申請手数料

平成21年7月1日改定

建築確認 検査（計画通知含む）申請 建築物】

単位（円）

申請区分 床面積	確認申請				中間検査	完了検査	
	構造計算適合性判定不要		構造計算適合性判定要			中間検査有	中間検査無
	書類申請	FD申請	書類申請	FD申請			
100㎡以下	33,000	31,000	36,300	34,300	18,000	20,000	22,000
100㎡超～200㎡以下	44,000	42,000	47,300	45,300	21,000	24,000	26,000
200㎡超～500㎡以下	60,000	58,000	63,300	61,300	27,000	30,000	32,000
500㎡超～1,000㎡以下	87,000	85,000	90,300	88,300	46,000	52,000	55,000
1,000㎡超～2,000㎡以下	116,000	114,000	119,300	117,300	62,000	71,000	76,000
2,000㎡超～10,000㎡以下	275,000	273,000	278,300	276,300	168,000	199,000	209,000
10,000㎡超～50,000㎡以下	470,000	468,000	473,300	471,300	255,000	288,000	308,000
50,000㎡超～	730,000	728,000	733,300	731,300	430,000	478,000	518,000

構造計算適合性判定料 改定無し

構造計算適合性判定が必要な建築物については、一の建築物ごとに適用

申請区分 床面積	大臣認定プログラム	大臣認定プログラム以外
～200㎡以下	88,700	117,100
200㎡超～500㎡以下	100,100	140,000
500㎡超～1,000㎡以下	111,600	162,800
1,000㎡超～2,000㎡以下	123,000	185,700
2,000㎡超～10,000㎡以下	139,600	221,900
10,000㎡超～50,000㎡以下	176,000	294,700
50,000㎡超	297,600	541,300

大臣認定プログラム」新法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより構造計算が行われたもの

大臣認定プログラム以外」新法第20条第2号イ又は第3号イに規定する大臣が定める方法により構造計算が行われたもの

建築確認 検査（計画通知含む）申請 建築設備・工作物】

申請区分		書類申請	FD申請
昇降機	確認申請	21,000	19,000
	計画変更	13,000	11,000
	完了検査	18,000	
昇小降荷機物	確認申請	11,000	9,000
	計画変更	9,000	7,000
	完了検査	10,000	
工作物	確認申請	18,000	16,000
	計画変更	10,000	8,000
	完了検査	12,000	

全体計画（変更）認定申請

申請区分	【改定額(案)】
工事期間のみの計画変更	21,000
100㎡以下	33,000
100㎡超～200㎡以下	44,000
200㎡超～500㎡以下	60,000
500㎡超～1,000㎡以下	87,000
1,000㎡超～2,000㎡以下	116,000
2,000㎡超～10,000㎡以下	275,000
10,000㎡超～50,000㎡以下	470,000
50,000㎡超	730,000

下線の手数料については、平成21年7月1日に改定